

811.56
Ta1652k2

假
名
遣
法

~~811.56~~
Ta1652k2

077081-000-0

811.56-Ta1652k2

假名遣法

台灣總督府民政部

M35

DAC-0265



本國
參照

假
名
遣
法

811.56 Ta1652R2

本國民讀
照讀
假名遣法

緒言

一、本書ハ曩ニ國民讀本編修ノ際ニ當リ臺灣ニ適用スベキ假名遣ニ關シ當時囑托小川尙義ヲシテ調査セシメタルモノナリ

二、國民讀本話方教材等ハ凡テ此ノ假名遣法ニヨリテ編成セラレタルモノナルガ故ニ本島公學校ニ於ケル國語綴方ノ標準ヲ示シ教授ノ參考ニ供センガ爲メニ此書ヲ印刷ニ附セリ

明治三十五年二月

民政部總務局學務課



337371

本國參照

假名遣法

目錄

- 第一 言語卜文字
- 第二 假名遣ノ由來
- 第三 假名遣ノ說明
- 第四 現今假名ノ濫用
- 第五 國語教授上ノ困難
- 第六 假名遣一定ノ諸方案
- 第七 記音假名說ノ得失
- 第八 標準語
- 第九 記音假名法ノ概略
- 第十 臺灣土語記音假名

國民參照假名遣法

第一 言語ト文字

人ガ社會團體ノ一分子トシテ、其思想ヲ發表シ、其ノ意志ヲ通ゼントスルニ當リテ、必要ナル道具ハ、言語、文字、顔容、手眞似、身振等、種々雜多ノ方法アリト雖モ、就中最モ精確ニ其用ヲ達スルモノハ、言語ト文字ニ如クハナカルベシ。言語ハ、音聲ニヨリテ他人ノ聽覺ヲ打チ、文字ハ形體ニヨリテ人ノ視覺ニ訴フルモノナリト雖モ、其大主意トシテ、己レノ意ヲ他ニ通ズトイフ一ノ目的ヲ成就スルニ過ギザルナリ。言語ハ如何ナル野蠻人ヲ問ハズ、凡ソ一社會ヲナシ、一團體ヲ形成スル處ニハ、必然的ニ發達シアルモノナレドモ、文字ニ至リテハ人文ノ進歩、或ル程度ニ至ラザレバ發達ノ域ニ達セザルモノトス、文字ニ表意、熟音、單音ノ種類アリ。何レモ皆其本原ハ、圖畫的形象文字ヨリ發達シ來レルモノナルコト、疑ヲ容レザル所ナリ。表意トハ支那文字ノ如ク、一字ニシテ一觀念ヲアラハスモノ、熟音トハ、日本ノ假字ノ如クニ、一字ニシテ二個以上ノ複雜ナル音ヲアラハスモノ、單音トハ英、獨等ノ語ノ多クノ場合ニ於ケルガ如ク、一字ニテ一個ノ單音ヲアラハ

スモノナリ。後ノ二者ハ、只程度ニ於テ其差アルモノニシテ、音ヲ以テ觀念ヲアラハストイフ點ニ於テハ、相一致セリ。夫レ言語ト思想トハ、尤モ密接シテ、其間必然的ノ關係ヲ有スルホドニ至リ、概念ヲ把住スル作用、思考ノ方法等、實ニ言語ノ力ヲ藉ルコト多シトス。サレバ一個人又ハ一國民ノ思想ガ、其用井ル言語ノ消長ニヨリテ影響セラル、コトハ、當然ノ事ニシテ、國家トシテ之ニ附隨セル國語ヲ獎勵スルノ必要ナルハ明ナルコトナリ。然ルニ文字ニ於テハ大ニ之ト趣ヲ異ニシ、同ジ言語ヲアラハスニ、如何ナル形ノ文字ヲ用井ルトモ、其ノ内容ノ思想ニ少シモ害スル所アラザルヲ以テ見レバ、文字ハ直接ニ思想ヲ發表スルモノニアラズシテ、只言語ヲ有形ニ記スル一ノ器具タルニ過ギザルヲ知ルベシ。言語ニハ、其内容トモイフベキ思想ト、之ヲ發表スル聲音トアリテ、始メテ其用ヲナスモノニシテ、是ノ二者亦常住不變ノモノニアラズ。思想ハ時々刻々、人間ノ境遇ニ應ジテ種々雜多ノ變化ヲナシ、發音ハ又氣候、風土、食物等、凡テ人ノ生理的狀態ヲ變動スルニ足ルベキ外圍ノ影響ニヨリテ、始終變遷シツ、アリ。言語ノ變化トハ、實ニ此ノ内外二者ノ變化ニ外ナラザルナリ、然ルニ今爰ニ文字ナルモノアリテ、言語ノ意義ヲ有形的ニ發表スル

ニ至リテハ、言語ノ體裁、是ニヨリテ大體ニ一致シ、皆之ニ歸著スル傾アルガ故ニ、言語變化ノ速度ハ、此ノ固定的器具ノ爲メニ大ニ阻止セラル、ヲ得ルナリ。然リト雖モ、人間ノ周圍ハ常ニ同一ノ狀態ヲ維持スルコトヲ得ズ。且ツ人身生理的ノ種々ノ關係ニヨリテ、發音ノ變化ハ一步モ止マルコトナケレバ、文字モ亦或ル時期ニ至リテハ、言語ノ變化ニ從テ變化シ、之ニ相應シタル形ヲ取ラザル可カラズ。若シ之ヲナスコト能ハザレバ、是レ文字トシテ、言語ニ忠實ナル從者タルコト能ハザルモノナリ。

第二 假名遣ノ由來

本朝開關以來、數百年間ハ實ニ文字ナキ國ナリシカドモ、韓唐トノ交通以來、大ニ彼ノ文化ヲ吸收シ、是ト共ニ彼ノ文字ヲ其儘ニ使用シ來リテ、我が思想ヲ記錄スル用ニ供シタリシガ、遂ニ彼ノ文字ヲ利用シテ、一種ノ假名ヲ製作シ、爰ニ始メテ日本ノ國語ヲ、日本ノ文字ヲ用井テ記錄スルヲ得ルコト、ナリヌ。サレバ其當時ニ於テハ、勿論今日ニ所謂假名遣法トイフベキ一種ノ定リタル法式アルベキ筈ナク、當時各人ガ其ノ口ニ唱フルマ、ヲ記シ來リタルハ明カナリ。サレバ奈良朝時代ノ文學ヲ以テ、平安朝時代ノ文學ニ比スレバ、

其ノ語法ノ轉化假名用法ノ變遷ヲ所々ニ散見スルヲ得ルナリ。降リテ源平時代ノ末ニ及ン
 デハ、所謂定家假名遣ナルモノ出デタリ。定家假名遣ニ先ツコト凡ソ百年、藤原基俊ノ悅
 目抄ニ、上ニ書ク「い」下ニ書ク「ひ」、口合ニ書ク「ゐ」等、名目ヲ分チテ之ヲ區別セルガ、
 是時代ニハ、已ニ「い」「ひ」「ゐ」ガ發音上ニ於テ混同シ居リシコトヲ見ルベシ。定家假名遣
 ニ至リテハ、此等ノ混同ヲサケンガ爲メニ、一定ノ法則ヲ定メントシタルモノナルガ、其
 定メ方、獨斷的ニシテ、「恐」トイフ語ノ如キ、「恐」レトイフトキハ「ヲ」ヲ用井、「恐」ルト
 イフ時ハ「オ」ヲ用井、又桶ニハ「オ」ヲ用井、「小桶」トイフ場合ニハ「ヲ」ヲ用井ルナド、隨
 分混雜シタルモノナリ。其ノ標準トスル所ハ、別ニ明言シアラズト雖モ多分音ノ輕重トモ
 イフベキ理由ヲ基礎トシタルモノナルベシトイフ。其故ニ、定家假名遣ニ於テ「ヲ」ト定メ
 タルモノ、凡ソ二百許リアル中ニ、今日ノ歴史的假名遣ニ合スルモノ三分ノ二ヲ出デザル
 有様ナリ。降テ北朝ニ至リテハ、權少部成俊ナルモノアリ、假名遣ハ古代ノ文書ヲ基トシ
 テ定メザル可ラザルコトヲイヒ、次ニ應永ノ頃ニハ、明親法師出デ、定家假名遣法ヲ駁
 シ支那ニテハ四聲ニ隨テ言語ノ意味ノカハルコトハアレドモ、日本ニテハ四聲ニヨリテ、

假名遣ノ變ズルコトナキヲイヘリ。是等ニヨリテモ、源平時代頃ヨリ如何ニ言語ガ變化シ、
 是ヲ記寫スル假名ガ如何ナルモノナリシカヲ想像スルコトヲ得ベシ。

遂ニ徳川氏ニ至リテハ、難波ノ僧契沖ナルモノ傑出シテ、古書ニ基キ當時濫用シ居タル假
 名遣ヲ、一々ニ古代ノ適例ニ照シテ之ヲ訂正シ、爰ニ今日ノ所謂假名遣法ナルモノ、基礎
 ヲ置ケリ。以後本居宣長ノ「ワ」ノ字ヲ和行ニ配スベキコトヲ發見シ、義門ノ字音ニ於テ、
 唇内舌内ノ鼻音ヲ區別シタル如キアリ。如此ニシテ、遂ニ假名遣ノ方式ハ成就スルニ至リ
 シナリ。

第三 假名遣ノ説明

國語ヲ文字ニアラハス上ニ於テ、所謂假名遣ナルモノハ、如何ナル場合ニ用井ラル、カト
 イフニ、大略左ノ四種類ニ歸スベシ

(一) 字音

(二) 國語(即純粹ノ日本語)

(イ) 語詞

(ロ) テニヲハ

(ハ) 動詞活用語尾

(三) 外國輸入語

(一) 字音 字音ニ漢音、吳音、唐音アリ、左ニ二三ノ例ヲ舉グレバ、

行 京 平 和 外 明

(一) 漢音 孝行 京師 太平 混和 外聞 明治

(二) 吳音 行狀 京都 平等 和睦 外道 明日

(三) 唐音 行燈 南京 天平 和尚 外郎 明朝

ノ如シ。而シテ從來學者ノ研究シタルモノハ、重ニ漢、吳音ノ二者ニ過ギズ。其ノ據ル所ハ、即チ漢字ノ韻ニヨリテ之ヲ推シ定メタルモノナルガ故ニ、原ト理論的ニ割リ出シタル記字法ニシテ、今日ニ於テハ、此ノ記法ヲ正當トシテ、循守スベキ必要ヲ認ムルコト能ハズ。其ノ假名通リノ音ガ、尙今日支那ニ殘リテ勢力アル語トナリ居ル等ノ事實アラバ、兎ニ角ナレドモ、今日ノ支那語ハ、大ニ其レト異ナリ。且ツ日本ニ於テモ、今日ニ

テハ古來ノ假名通リニ之ヲ讀ムニモアラスシテ、日本流ニ其讀方ヲ轉化シタルモノナリ。然レバ字音假名遣法ハ、是一種ノ死語ヲ記スルガ爲メノ法ニシテ、學者好奇者トシテハ之ヲ研究スベキ必要アランナレドモ今日他ニ是ヨリモ尙要用ニシテ必ズ習フベキ課業ノ多キ人々ニハ、到底此ノ如キ實用的ナラザルモノヲ課スル必要ナキモノトイハザル可ラズ。今字音ガ如何ニ難澁ナル課目ナルカヲ示サン爲メニ左ニ其ノ略表ヲ舉ゲン

イ 伊(伊、衣) 井(爲、威)

イキ イキ(ナシ) 井キ(域)

イン イン(因、殷) イム(音、飲) 井ン(院、韻、尹)

イツ イツ(一、乙) 井ツ(聿)

ウイ ウイ(ナシ) ウ井(苗)

エ エ(依、吳) エ(惠、吳)

エイ エイ(英、翳、裔) エイ(衛)
 エン エン(煙、偃、延) エム(鹽) エン(遠、圓、淵)
 エツ エツ(謁、咽、悅) エツ(越、噉)
 オ オ(於) ヲ(烏、汗)
 オオ オウ(應、謳) ヲウ(翁、泓、姬) アウ(奧、央、鶯、櫻) ヲウ(王、皇、橫) ア
 フ(狎、凹)
 オク オク(億) ヲク(屋)
 オン オン(恩、隱、音) ヲン(溫、園)
 オツ オツ(乙) ヲツ(臘、越)
 キユウ(ギユウ) キウ(久、牛) キエウ(弓) キフ(急、汲)
 キヨオ(ギヨオ) キヤウ(強、梗、莖、京) 経(經) キョウ(共、兢) ケウ(教、橋、叫、堯)
 ケフ(協、挾、怯)
 コオ(ゴオ) カウ(高、岡、香、行、幸、交、江) コウ(公、口、恒、興、江) クワウ(皇、橫)

宏) カフ(關、恰、闕、甲)

シュウ(ジユウ) シウ(周) シユウ(衆、宗、吳) シフ(習、十) チユウ(重、吳)
 ショオ(ジヨオ) シヤウ(章、情、清、猩) ショウ(鐘、升) セウ(梢、小、蕭) セフ(妾、
 デフ(疊)
 スイ(ズイ) スイ(ナシ) ス井(水、瑞)
 ソオ(ゾオ) サウ(早、倉、壯、鎗、爭、爪、双) ソウ(宗、崇、走、僧、双) サフ(雜、插、卅、髮)
 チユウ チウ(胃) チユウ(中) チフ(蟄)
 チヨオ チヤウ(長、打、町) チョウ (重、徵) テウ(朝、窕) テフ(帖、輒、蝶)
 ツイ ツイ(ナシ) ツ井(追)
 トオ(ドオ) ダウ(道、唐、打、棹、幢) トウ(東、冬、豆、登、幢) タフ(苔、搨)
 ニユウ ニウ(柔、吳、乳) ニフ(入、吳)
 ニヨオ ニヤウ(娘、吳) ニョウ(女、俗) ネウ(饒、俗、饒、吳、尿) ネフ(捻、吳)
 ノオ ナウ(腦、囊) ノウ(農、能) ナフ(納)

フイ フイ(ナシ) フ井(回唐)
 ヒヨオ(ビヨオ) ヒヤウ(評吳、兵吳) ヒヨウ(氷) ヘウ(豹吳、表)
 ホオ(ボオ) ハウ(報、烹、萌、包、邦) ホウ(蓬、封、矛、朋、謀) ハフ(法) ホフ(法吳)
 ミヨオ ミヤウ(明吳、冥吳、猛吳) メウ(貌吳、妙吳)
 モオ マウ(毛吳、莽吳、亡吳、孟吳) モウ(蒙吳)
 エウ イウ(尤) エウ(雄、勇吳、裕俗) イフ(邑)
 エイ エイ(ナシ) エ井(遺、維)
 ヨオ ヤウ(陽、瓊吳) ヨウ(用、鷹) エウ(要、竊、幼、拗) エフ(葉)
 リユウ リウ(留) リユウ(隆) リフ(粒)
 リヨオ リヤウ(良、令吳、靈吳) リヨウ(龍、陵) レウ(療、料) レフ(獵)
 ルイ ルイ(ナシ) ル井(類、累)
 ロオ ラウ(老、郎) ロウ(籠、墻、樓) ラフ(拉、蠟)
 ジ ジ(自、字) ゼ(治、持)

ジキ ジキ(食吳) ゼキ(直吳)
 ジク ジク(孰、肉) ゼク(竺、軸)
 ジツ ジツ(實) ゼツ(噎)
 ジャク ジャク(雀、若) ゼヤク(著)
 ジョク ジョク(辱) ゼョク(濁吳)
 ジュツ ジュツ(述、術) ゼユツ(怵)
 ジョ ジョ(序、如) ゼョ(女、除)
 ジン ジン(盡、人) ジム(尋、甚) デン(陣、塵) デム(沈)
 ズ ズ(ナシ) ツ(豆吳、鬪吳)

(二) 國語

(1) 語詞 國語ニ於テモ、亦右ノ如ク假名遣ノ上ニ於テハ、判然タル區別アルモ、談話ノ上ニ於テハ區別ナキモノアリ。左表ニヨリテ其概略ヲ示ス。勿論其ノ中ノ「ジ」「ト」「ヂ」
 「ズ」「ト」「ツ」「ナドハ、或地方ニ於テハ之ヲ區別シテ發音スル處アレドモ、其區域極メテ

狹隘ナリ。今國語ノ假名遣ノ上ノ區別ヲ左ニ列記セン

- イ (糸、權) 井 (井、藍) ヒ (相、貝)
- ウ (後、上) フ (食、吸)
- エ (枝、肥) エ (咲、聲) ヘ (上、家)
- オ (祖父、織) ヲ (伯叔父、折) ホ (顔、鹽) フ (候、扇)
- ユ (覺、癒) フ (教、堪) ウ (植、据)
- ワ (泡、轡) ハ (粟、繩)
- ジ (虹、匙) デ (筋、舵)
- ズ (數、鼠) ズ (水、鯨)

以上ノ表ニヨリテ見ルニ、國語假名遣上ノ混雜ハ、重ニ「ア」行「ハ」行「ワ」行トノ混同ト、一ハ「サ」行濁音ト「タ」行濁音トノ間ニ起ル、混同トヨリ來ルモノトス。

(2) テニヲハ 即チ助詞ニシテ、言語ノ重ナル部分ヲ連結スルニ用井ルモノナルガ、是ノ點ニ於テ混同ヲ來セルハ、重ニ左ノ三點ニアリトス。

(イ)「ハ」 即「我ハ」「人ハ」ナド、重ニ主格ヲアラハス爲メノ「ハ」ニシテ、談話ニテハ、之ヲ「ワ」ト發音ス

(ロ)「ヲ」 即「我ヲ」「人ヲ」ナドイフ重ニ目的格ヲアラハス「ヲ」ニシテ、談話ニハ之ヲ「オ」ト發音ス

(ハ)「ヘ」 即「臺灣ヘ」「上ヘ」ナドイフ方向ヲ示ス「ヘ」ニシテ、談話ニハ之ヲ「エ」ト發音ス
(3) 動詞ノ語尾 即チ動詞ノ語幹ノ下ニ附着シテ、種々ノ意味ヲ區別シテアラハスモノニシテ、タトヘバ「行キマセウ」「行カウ」「受ケウ」等ノ如キ、之ヲ發音スル場合ニハ、「行キマシヨオ」「行コオ」「受ケヨオ」ナド呼ブヲ常トス。

(三) 外國輸入語(支那語以外ノ語)外國語ノ輸入ハ、極メテ近來ノ現象ナレバ、此點ニ付テハ未ダ何等ノ一定シタル假名遣法トイフベキモノ、定リタルハアラス。只各人勝手ニ之ヲ記寫スルノミ。勿論外國語ニハ、己ニ全ク日本化シタルモノト、未ダ然ラザルモノトアリ。「ラ」「ケット」「カステラ」「マツチ」ナドノ如キハ、津々浦々ニ至ルマデ廣ク行ハレテ、人ニヨリテハ外國語タルヲ知ラヌモノスラアリ。又「ソオス」「スブウン」「フオオク」等ノ如

ク半分日本化シタルモノモアリ。又西洋人ノ人名地名等ニ付テモ、各國其讀方ヲ異ニシテ之ヲ記寫スルニモ、一定ノ法アルコトナシ。是等ハ早晚何レカニ決定スルニアラズハ、不便ヲ生ズルコトアルベシト信ズ。然レドモ臺灣ニ在リテハ、此點ニ付テノ必要ハ、内地ニ於ケルガ如クニ甚シカラザルヲ認ム。

第四 現今假名ノ濫用

現今日本ハ、少年ガ發達シテ大人トナラントスル時ノ如キ時代ニ在リ、維新ノ風潮ニヨテ打破セラレタル固定ノ主義ハ、一朝變ジテ急速ノ革進トナリ、舊物破壊トナリ、日本語ノ如キハ、井上文部大臣ノ時代ニ於テ、漸ク始メテ教育上ニ重キヲナスニ至リタル有様ナリキ。從來ノ西洋主義崇拜者ハ、凡テノ事物皆西洋ノ模倣ヲ主トシ、遂ニ國語ニ代フルニ、英語ヲ以テセントマデ極論シタル人モアルニ至リタリ。然ルニ國民的ノ性格ヲ作ル上ニ、國語ガ如何ニ重要ナル位地ヲ占ムルモノナルカハ、漸々當事者ノ間ニ了解セラレ、遂ニ國粹主義ノ發生ト共ニ、國語ノ復興トイフコトハ宣傳セラレタリキ。サレドモ其當時所謂ノ國語ナルモノヲ只日本ノ古文ニ限り己ニ化石シ丁リタル言語ヲ以テ國語ノ眞髓ト考ヘ

タルガ如キ觀アリシハ、今日ヨリ見レバヤ、憾ムベキ所アリト雖モ、兎ニ角國語復興ノ一着手トシテ、蓋シ免ルベカラザル通路ナリシナルベシ。從來國語研究ノ放擲ト共ニ、亂脈ニ使用セラレタル假名遣法、及ヒ語法ハ、是ノ如クニシテ幾分カ古法ニ近ヅキ來リシト雖モ、今日ノ言語文章、己ニ昔日ノ言語文章ニアラズ。思想ノ發達アリ、語法ノ轉化アリ、加フルニ人皆國學者ニアラズ。サレバ各々己レノ知り居ル範圍内ニ於テハ、所謂古文法、所謂假名遣ニ從フコトヲ得ルト雖モ、其ノ以外ノ事ニ於テハ、之ヲ放擲シテ顧ミス、只己レノ心ノマ、ニ書キ下スコトヲ常トス。爰ニ於テ、現今行ハレ居ル所ノ假名遣ハ、一般ニイハレ何レトモツカヌモノトナリ了リ、一定ノ法則トイフモノアルコトナク、中等以上ノ地位ヲ占メ、相當ノ學力アルモノニシテ、尙少シモ此ノ點ニ付テ注意ヲ加ヘザルモノ甚ダ多ク、又社會ノ先導者ヲ以テ自任スル新聞紙ノ如キニ於テモ、之ヲ顧ミザルモノ甚ダ多シ。本國ニ於ケル形勢己ニ此ノ如シ、此ノ新領土タル臺灣ニ於テ國語ヲ教授スルニ當リテハ、如何ンゾ此ノ如キモノヲ用井ルヲ得ベケンヤ、爰ニ於テ假名遣法一定ノ必要ハ起ルナリ。

第五 國語教授上ノ困難

目下臺灣ニ於テ、國語教授ノ大精神ハ、即チ現今吾人カ使用シ居ル談話語ヲ以テ土人ニ教ヘ、土人ヲシテ一方ニハ聽キ或ハ見テ之ヲ了解シ、一方ニハ國語ヲ用井テ己レノ思想ヲ言ヒ或ハ書キアラハスコトヲ得ルニ至ラシメバ、國語教授目下ノ急務ハ充サレタルモノニシテ、本國ノ雜書ヲ繙キ、又ハ文ヲ草ストイフ様ナルコトハ、到底公學校ノ生徒ニ望ムベカラザルコトニ屬ス。而シテ吾人ガ平常談話シツ、アル所ノ言語ハ、我本國人ノ考ニテ之ヲ見レバ、實ニ何等ノ困難ナキガ如ク見ユレドモ是レハ吾人本國人ハ、嬰兒時代ヨリ自然ニ習得シ來リシガ故ニシテ、之ヲ土人ノ腦裡ニ移植スル場合ニ於テハ、實ニ普通ノ本國人ガ想像ダニモ及バザル程ノ困難アルナリ。本國語ニアリテハ動詞、形容詞ノ如キ、皆之ニ附隨スベキ一定ノ語尾ノ變化アリテ、或ル場合ニハ名詞トナリ、或ル場合ニハ動詞トナリ、又形容詞トナリ副詞トナリ、夫々一定ノ法則アルニカ、ハラズ、支那語ニ於テハ、此等ノ區別甚ダ不完全ニシテ、同一ノ音、同一ノ字ニシテ、或ハ名詞トナリ動詞トナリ、形容詞トナリ副詞トナルコトアリ。之ヲ區別スルニハ、只其前後ノ關係ヨリ之ヲ推定スルノミナル

ガ故ニ、土人ニ取リテハ之ヲ區別スル丈ノ必要モナケレバ、從テ又之ヲ區別スル智識モ亦甚ダ薄弱ナリ。サレバ國語ノ複雜ナルモノヲ以テ、是ノ簡單ナル一綴語ニヨリテ鍛上ゲラレタル土人ノ腦裡ニ注入スルコトハ實ニ至難ノ業ナリトイハザルベカラズ。殊ニ彼ノコトニテハ如キハ、支那語ニ於テ殆ンド之ニ對比スベキ語ナキ有様ニシテ、教授上尤モ困難ナルモノ、一ニ屬ス。勿論教授ノ方法漸々熟スルニ至テハ、多少是等ノ困難ニ打勝ツコトヲ得ルニ至ル見込ナキニアラザレドモ、全ク此ノ困難ヲ除去シテ、本國ノ生徒ニ教フルト同一ノ勞力ヲ以テ、土人ニ教ヘ得ル時期ニ至ルベシトイフコトハ、到底望ムベカラザルナリ。國語教授ノ困難ナル如此ナルニモ拘ハラズ、尙之ニ加フルニ今日本國人ノ間ニ行ハル、如キ、禱的ノ假名遣ヲ教フルニ於テハ、彼等ヲシテ其歸着スル所ヲ知ラザラシムルノミナラズ、無用ノ勞力ノ爲メニ、大ニ受教ノ勢力ヲ消耗セシムルノミニシテ、一ノ良結果ヲ得ル見込ナキコト、實ニ火ヲ暗ルヨリ明ナリトイフベシ。

第六 假名遣一定ノ諸方案

本國ニ於テ、普通學力アル人々ニヨリテ用井ラレ居ル彼ノ亂脈ナル假名遣ハ、到底其ノ儘ニ

本島人ニ教授スベキモノニアラズ。否教授スル丈ノ價值アルモノニアラズトスレバ、爰ニ其亂脈ヲ一定シテ之ヲ教授スルノ必要ヲ生ズ。其ノ一定ノ方法ニ付テハ、大略左ノ三主義アリ、

(一)擬古説 是ハ古代ノ文學ニ用井ラレタル假名遣法、即契沖以下學者ノ古例ニ基キテ定メタル假名法ヲ、嚴正ニ採用スベシトイフ説ナリ。是説ハ一見實ニ立派ナル考ノ如クニ見ユレドモ、千餘年前ノ言語ヲ寫ス爲メニ用井ラレタル古キ器械ヲ、其儘ニ利用シテ爾來發達シテ今日ニ至リタル新言語ヲ寫サントスルハ、理論上甚ダ其當ヲ得ザルノミナラズ、實際上ヨリイフモ、古代ノ假名遣ヲ只器械的ニ暗記スルニ要スル勞力ニ報ユル丈ノ效能アルコトナク、先ニモイヘル如ク、本國人ニテモ満足ニ實行スルコトヲ得ザル困難ナル法ヲ以テ、臺土ニ於テ是ヨリ新タニ國語ヲ學バントスル兒童ヲ強フルガ如キハ、實ニ不法ノ甚シキモノトイハザルヲ得ザルナリ。サレバ此擬古説ハ、到底實際ニ行ハル可ラザル空論ニ屬スルヲ免レザルベシ。勿論爰ニ舉ゲタル擬古説ハ、取除モナク古ヲ擬ストイフ説ノ謂ニシテ、上ニ述ベタル「テニヲハ」國語假名遣ハ勿論字音ノ假名遣ニ至ルマデヲ極々嚴正ニ實行セントイフ主義ニ付テ論ジタルモノナリ

(二)折衷説 上ニ述ベタル如キ、嚴正ナル擬古説ハ、到底實際ニ行ハル、コトヲ得ズトスレバ、勢之ヲ折衷シテ、或ル一部分丈ハ古キ假名遣法ニヨリ、或ル一部分ノ極メテ困難ナルモノ、ミ、現時ノ發音ニ從ヒテ記セントイフ中間説ノ出ヅルニ至ル。此ノ如クニシテ、古キ假名遣ヲ使用スル範圍、即チ一部分トイフ義ノ廣狹ニ從テ、此ノ折衷説ハ又數多ノ意見ニ分ルベシ其重ナルモノ左ノ如シ

(イ)純粹ノ國語ノ語詞ト「テニヲハ」トテ古キ假名遣法ニヨラシメ、字音ノ如キハ發音ノマ、ニ記スベシトイフ説モアリ。見方ニヨレバ一理アル議論ナレドモ、其ノ論據トスミ點ハ、字音假名遣ハ困難ナリ字音ハ本來純粹ノ國語ニアラズ、輸入語ナレバナリ等ノ淺薄ナル理由ニ歸スベシ。成程漢字ハ外國ノ輸入物ニ相違ナケレトモ其ノ發音ハ即チ日本的ノ發音ニシテ、純粹ノ國語ト相混ジテ普通ニ廣ク用井ラレ、今日ノ國語ヲ形成スルモノナルガ故ニ、今日ニ於テ、純粹ノ國語ト字音トヲ區別スル必要一モアルコトナシ、ヨシ之ヲ區別スルトシテモ、其道ノ學者ガ國語ノ成立ヲ研究スル上ニ於テ是ノ必要アルノミニシテ、今日普通ノ人、殊ニ臺灣兒童等ニ向テ語詞ノ根元ヲ區別セシメントスルガ如キ

ハ、實ニ其意ヲ解スルニ苦ムトコロナリ、論者ノイフガ如ク、純粹國語ト字音ト假名遣ヲ別ニスルコト、スレバ、兒童ノ腦裏ニ先ヅ此語ハ國語ナルガ故ニカク書キ、此語ハ字音ナルガ故ニカク書クトイフ區別ヲ知ラザルベカラズ、是レ初等教育ニ於テ出來得ベキトナルカ、例令バ

鯛タイハ大變タイウマイ魚デス。

此頃ハヤウヤウ字ガカケル様ヨオニナリマシタ

ナドノ場合ニ於テ、同シ「タイ」「ヨオ」トイフ音ガ、「鯛」ハ國語ナルガ故ニ「タヒ」トカキ、大變ノ「大」ハ字音ナルガ故ニ「タイ」トカク、「漸ウ」ハ國語ナルガ故ニ「ヤウヤウ」ニシテ、「様」ハ字音ナルガ故ニ「ヨオ」トカク、此種ノ區別ハ國語教授ニ於テ何等ノ必要アルカ、又カク區別シテ教ヘタリトテ何等ノ利益アルカ、實ニ解釋ニ苦ム所ナリ、「大變」又ハ「様」カ本來ハ文字ノ音デアルニセヨ、已ニ日本國語トナリテ尤モ普通ニ使用セラレツ、アリ、何ヲ苦ンデ其ノ本來的ノ區別ヲナスヲ要センヤ、此ノ如キハ實ニ無用ノ區別ヲナシテ、却テ兒童ノ心力ヲ浪費スルノミニシテ、何等ノ益アルコトヲ見ザルナリ。

(ロ)「テニヲハ」丈ヲ古キ假名遣ニ從ヒ、其ノ他ハ凡テ發音ノマ、ニ記ストイフ說アリ。

「花オ見ル」、「人ヲ來ル」、「東京エ行ク」ナド、記スルハ、甚ダ奇異ノ感アリ。セメテ「テムヲハ」丈ナリトモ、從前ノ法ニ從ヒテ記スル方穩當ナラントイフ意見ナリ。サレバ奇異トイフハ、只目ノ慣レザルガ故ニ奇異ナルノミニシテ、「テニヲハ」丈ニ於テ奇異ナリトイフ理アルコトナシ。古キ假名遣ヲ用井ナレタル人ヨリ見ルトキハ、「カホ」(顔)ヲ「カオ」トカキ、「井ド」(井)ヲ「イド」トカク類モ、矢張同様ニ奇異ノ感ヲ起スナルベシ。サレバ是論ハ到底五十歩百歩ノ論タルヲ免レズ、サレバ、奇異ノ感トイフ丈ノ理由ヲ以テ、「テニヲハ」丈ヲ保存ストイフ說ヲ支フルニ足ラザルヲ見ルベシ。

其他假名遣使用ノ範圍ニ付テハ、尙種々ノ區々タル諸說アルベシト雖モ、爰ニハ只大體ノ說ヲ擧ゲテ、他ニハ論及セズ。

(三)記音說 吾人ガ發音スル通リヲ記セント說クモノナリ。是說ハ今日現ニ行ハレ、生命ヲ有セル國語ノ寫眞ヲ作ラントスルモノナレバ、理論上ニ於テハ敢テ非難スベキ點アルコトナシ。此ノ記音說ハ、今日初メテ我國ニ起リタル新問題ニアラズシテ、英國ナドハ已ニ早クヨリ其說ノ喧傳セラル、モノアリテ、今日ニ至ルマデモ未タ實行ノ遲ニ至ラ

ザルハ、實ニ遺憾ナルコトナリト雖ドモ、其ニハ又種々ノ困難ナル事情アリ、併シ日本、殊ニ臺灣ノ地ニ於テハ、其ニ對シテ起ルベキ困難ハ左程ニ甚シカラザルベキヲ信ズ。今左ニ記音說ノ利害ヲ考究シテ、如何此ノ方法ガ現時ノ臺灣ニ適當ナルカヲ見ントス。

第七 記音假名說ノ得失

(一)記音假名說ノ長所トスル所左ノ如シ、

(イ)今日吾人ガ、口頭ニ上セテ發音スルモノヲ其儘ニ記スルモノナルガ故ニ、例令バ衣裳ガ身體ニ適應スルガ如キモノニシテ、理論的ニイハ、尤モ理由アル說ナリ。

(ロ)發音ノ儘ニ記スルガ故ニ之ヲ教フルモノモ、之ヲ學ブモノモ、古キ假名遣法ヲ學ブニ比シテ、大ニ無用ノ勞力ヲ減節シテ、他ノ重要ニシテ、必ズ習得スベキ課業ニ餘地ヲ與フルコトヲ得、是ノ點ハ現今ノ臺灣ニ於テハ尤モ必要ナル事項ニシテ、實際上餘リ必要ナキコトニ心力ヲ勞セシムルハ策ノ得タルモノトハイフ可ラザルナリ。

(二)記音說ノ短所ト見ユル點ハ左ノ如シ、

(イ)舊來一定ノ假名遣法ナルモノアリテ、今日マデ其ニ從ヒ記シ來リタルモノヲ、一朝之ヲ改革シ古來ノ習慣ヲ破壞スルハ、餘リ大膽ナルコトニシテ、カ、ル大事ハ、一朝一夕ニ實行スベキモノニアラズ云々トイフ說アリ。然レドモ是ハ舊來一定トイフ文字ノ意義、又習慣トイフ詞ヲ或意味ニトリテイフ所ノ議論ニシテ、其一定トイフコトニ付テモ、契沖以來或一種ノ社會、即學者ノ仲間ニハ、一定ノ假名遣トイフモノ行ハレタリト雖モ、普通一般文章又新聞紙ナドニアラハル、假名ナドハ、前ニイヘルガ如ク、實ニ千種萬態ニシテ、決シテ一定トイフ可ラズ、又古來ノ習慣トモイフベカラザル程ノ有様ナリ。又タ爰ニ記音假名トイフハ、先ニモイヘルガ如ク、普通ノ談話語ヲ記スル場合ニ用井ントスルモノニシテ、文章ノ如キ人工的ノモノニハ、又器械的ノ假名遣ヲ用井テ適當ナル理由モアルベケレバ、敢テ文章マデヲ同一ニセントノ意ニハアラズ。只本島公學校六年間ノ國語トシテハ、談話語ニ重キヲ置キ、談話記寫共ニ達意ヲ主トスルモノナレバ、假名遣法ヲ文章ニ用井ルトイフ意見トハ、少シモ衝突スル所アルコトナシ。

(ロ)記音假名ニ對スル第二ノ論點ハ、一方ニ於テ古キ假名遣ニヨレバ、區別シテ書キ分

ケ得ラル、詞ヲ、記音假名ハ、同一ニ記シ了ルヲ以テ、語詞ノ混同ヲ生ズルコト多シ。タトヘバ「ア井」(藍)ト「アイ」(愛)、「コヒ」(鯉)ト「コイ」(故意)等、其他枚舉ニ違アラズ。此等ノ點ニ於テハ古キ假名遣ニヨルヲ便トストイフ説ナリ。勿論此等ノ論點ハ古キ假名遣ヲトク人ノ、得意トスル所ナレトモ、是ノ論鋒ハ漢字排斥論者ノ一派、又ハ假名ノ會等ニ向テハ正鶴ヲ得タル攻撃ナリト雖トモ、爰ニ唱ヘラル、記音説ハ漢字全廢ノ論トハ自カラ別問題ナレバ左程ニ困シキ論敵トモ見エズ。サレドモ已ニ記音假名トイフ以上ハ、漢字ヲ用井ズシテ假名ニテ記シタル場合モアルベケレバ、此ノ點ニ付テ大ニ考究ヲ遂ゲ置ク必要アリ。記音説、原ヨリ此點ニ於テ、幾分ノ弱味アリ。サレドモ今假リニ假名遣ニ從テ、二様ニ記シテ其義ヲアラハサントスルトキニ、書キ分ケタルハヨケレドモ、之ヲ讀ム人ノ方ニテ、假名遣ヲ心得タル人ナラバ、甲ハ藍ナリ乙ハ愛ナリト、カヤウニ分別シテ理解スルコトヲ得ナレドモ、若シ讀ム方ニテ先ツ其法ヲ知り居ラザル場合ニハ、折角ニ骨折リテ書キ分ケタル甲斐モナク、二ツナガラ「アイ」ト記シタルト其效果ヲ同シクスベシ。又書ク人ノ方ニトリテモ、同シク其人ニ

シテ凡テノ假名遣ヲ心得テカキ分ル丈ノ能アル人ナラバ、兎ニ角ナレドモ、只「ア井」ト「アイ」ノ別ノミハ知レドモ、他ノ多クノ場合ノ假名遣ヲ知ラズ、タトヘバ若シ「織ル」ト「折ル」トノ別ヲ心得居ラズシテ之ヲ反對ニ記スルガ如キコトアリトセンニ、讀ム方ニテ大ナル思ヒ違ヲ生ズルコトアルベシ。要スルニ何レノ説モ一利一害ニシテ共ニ完璧トイフ可ラザレドモ、假名遣説ノ方ニテハ、嚴正ニ古法ヲ守ラザレバ、其效用ヲナサストイフ點ニ於テ、大ナル弱點ヲ有スルモノナリ而シテ古キ假名遣ニ從フトキニモ、尙此ノ種ノ混同ハ免ル、能ハザルコトハ、「破風」ト「法」^{ハフ}、「虎班」ト「捕」^{トラフ}、「煙草管」ト「牢」^{ラウ}、「内障眼」ト「底ヒ」^{ソコヒ}ナドアリテ、畢竟程度ノ問題ニ歸ス。又談話ノ時ニ當リテハ、同音ニシテ、混シ易キ場合アリト雖トモ、之ヲ避クル方法ハ、或ル度マデ具ハリ居ルモノニシテ、第一ハ音調ノ抑揚、第二ハ其話ノ前後ノ關係、第三ハ語詞ノ變化ノ如キ類ナリ。此内ニテ音調ノ抑揚トハ、「柿、垣、蛸」等ノ同音ノ語ヲ、其「アクセント」ニヨリテ區別スルモノニシテ、古キ假名遣説ノ人モ之ヲ書キ分クル丈ノ準備ハアラザル可ク、若シ之ヲ書分ケントスル段ニハ、勢「アクセント」ノ記號ヲ付スルノ外ハナケレ

ドモ、元來日本語ノ「アクセント」ハ關東、關西其他ノ地方ニヨリテ、其唱方ヲ異ニシ、容易ニ之ヲ一定シ得ザルノミナラズ、一方ニ於テハ日本語ニ於テ「アクセント」ノ占ムル要用ノ度合ハ、右ニ擧タルガ如キ詞ノ場合ニヨリ、幾分ノ必要ハアレ、大體ニ意思ヲ通ズル上ニ於テハ、要用ノ度極メテ僅少ニシテ、支那語ノ如クニ「アクセント」ヲ以テ主腦トナセル言語ニ比シテハ、ホトンド「アクセント」ノ必要ヲ見ストモイフベキ程ノモノナリトス。勿論是ハ國語ノ純粹ニシテ、自然的口調ノ上ヨリ判斷ヲ下シタルモノニアラズシテ、意味ノ通ズルヤ否ヤトイフ點ヲ標準トシテ、「アクセント」ノ値ヲ論ジタルモノナレバ、敢テ絶對的ニ「アクセント」ノ皆無、又不必要ヲ唱フルモノニハアラザルナリ。次ニ話ノ前後ノ關係、是ハ古法ニヨル人モ記音說ノ人ニ取りテモ、同シク談話ノ時ニ於テ、多クノ場合ニ於テ、尤モヨク意義ノ混同ヲ區別セシムル能力アルモノニシテ、別ニ委ク説ク必要ナシ、第三ハ語詞ノ變化、是ハ古クハ發音ノ異リ居タルモノガ、或時ニ於テ同シ音ニナリタルニヨリ、意義ノ混同ヲ來スコトアルガ故ニ又再ビ其ノ音ヲ變ジテ之ヲ區別スルニ至ル現象ナリ。タトヘハ、祖父ト伯叔父トイフ語

ノ如シ。今日ニ於テ祖父ヲ「ジジ、ジイ、オジイ」ナド唱ヘ、伯叔父ノ方ヲ單ニ「オジ」ト呼ブト雖トモ、古キ假名遣ニ照シテ之ヲ見レバ、甲ハ「オヂ」ニシテ乙ハ「ヲヂ」ナリ。學者ノ說ニヨレバ、「オヂ」ハ「オホヂ」(大父)ニシテ「ヲヂ」ハ小父ナリトイヘリ。即チ其當時ニテハ發音ニ差異アレバコソ假名ニモ書キ分ケラレ、又意味ノ混同ヲ見ザリシナルベケレドモ、「ヲ」ト「オ」ノ音ガ混同セラル、時代ニナリテハ、從テ意義ノ混同ヲ來スニ至ルヲ以テ、一方ヲ「オジイ」トヤウニ呼ビ、一方ヲ「オジ」トヤウニ呼フニ至リシモノナルベシ。是ヲ發音ノ變化ニヨリ、語詞ノ受クル影響ナリトス。又吾人ノ日常屢々使用シツ、アル語詞モ、古キ假名遣法ニ從ツテ記スル段ニハ、大ニ注意スベキモノ甚ダ多シ。其中「ヲ」ノ假名ヲ用井ル分少許ヲ列記セン。

一昨日、緒、尾、岡、可笑、拜、桶、意、幼、治、惜、教、牡、夫、男、踊、女、斧、終、甥、居。等ニシテ、此ノ外ニ「ワ」行丈ニテモ尙多クアリ。其外「ハ」行ニ屬スルモノモ、亦之ニ相應ズル丈ノ困難ナル語詞アルベク、之ニ加フルニ字音ノ濫難ナル假名遣ヲ以テス、嚴止ナル假名遣法ヲ主張スル人々ハ、先曰フ疋守ノ混雜アル假名遣

ヲ、使ヒ分ケ得ル丈ノ覺悟ナカル可カラザルト同時ニ、是等ヲ臺灣土人ニ教フル上ニ於テ、幾何ノ利益スル所アルベキカヲ精細ニ研究スルコトヲ要スルナリ。

(ハ)一説ニ曰ク、古キ假名遣法ハ、語詞本來ノ意義ヲ知り得ルノ便アリ。例令バ「ヲトツヒ」(一昨日)ハ遠之日ナリ、「ヲガム」(拜)ハ折屈ナリ。記音假名遣ハ、是ノ點ニ於テハ語源ヲ朦朧タラシムルモノナリ云々。是説ハ、英國ノ綴字改良論ナドニ對シテハ、始終用井ラル、駁論ニシテ、一理アルガ如クナレドモ、眼界ヲ廣クシテ之ヲ觀察スルトキハ、一モ取ルニ足ラヌ説ナルコトヲ知ルベシ。論者ノイフ所ノ語源説ノ如キハ、是矢張五十歩百歩ノ説ニシテ、假リニ假名遣法ノ古キ例ニヨリタリトセンニ、尙其レニヨリテ語源ノ探リ得ラレザルモノ甚ダ多キニアラズヤ。且ツ大體ヨリイハハ、語源ノ如キハ、是レ一種ノ理論的ノモノニシテ、敢テ普通人ニ向テ之ヲ注入セザル可ラザル必要ヲ見ズ。又今日記音的ニ言語ヲ記シタリトテ、是ガ爲メニ、學問的ニ語源ヲ尋ヌル便ヲ失フコトハ、決シテアルコトナシ、否ナ今日ノ談話體ノ言語ヲ、記音的ニ記スルコトコソ、却テ言語ノ發達、發音ノ變化等ヲ研究スル上ニ尤モ適當ノ材料ヲ與フル

モノナレ。又古キ語源ヲ尋子ントスルニハ、古キ假名遣法ニテカ、レタル古キ文籍ノアレハ、此等ニヨリテ研究スル餘地ハ十分ニアリ得ルナリ。何ヲ苦ンデ今日活動ノ言語ヲマデ、死法ニ從テ記スルコトヲ要センヤ。

(ニ)或人又曰ク、記音假名ハ假名ニ一定ノ標準ナクシテ、同一ノ語ヲ記スルニモ、甲ノ場合ト乙ノ場合ト、假名ヲ異ニスルコトアリ。タトヘハ「ツチ」(樵)トイフ語ヲ、金樵トイフ様ニ連續セシムルトキハ、「カナズチ」トナリテ、「ツチ」ガ「ズチ」ト變ズ。是甚ダ理ナキコトナリ云々。是説ハ前ノ語源ヲ本トシテ論ジタル駁撃ノ一種トモ見ルベキモノナレドモ、語源トイフ側ヨリハ、同語ニ異様ノ假名ヲ用井ルトイフ點ニ、重キヲ置キテ論ズルモノナレバ、其點ニ向テ一言ヲ費サルヲ得ズ、元來記音説ハ大體ノ主義トシテ、音ヲ記スルコトヲ主トシ、意義又ハ語源等ヲ文字ノ上ニ見セントスルコトハ、第二ノコト、考フ。勿論、音ヲ記スルト同時ニ、意義モ語源モ相共ニ文字ノ上ニアラハレ來ルコトハ、大ニ希望スル所ナレドモ、其モ記音説ノ主義ト合スル範圍内ニ於テノミ行ハル、モノニシテ、若シ之ニ反スル以上ハ、他ノ第二等以下ノ諸點ハ、遺憾ナガラ

モ之ヲ犠牲ニ供セザルベカラザル場合アルコトヲ信ズ。上述ノ場合ニ於テ「ヒ」ノ「フ」ガ「ズ」ト變ズルハ尙金ノ「カ」子「ガ」カナト變ズルト同一ノ理ニシテ少シノ不都合アルコトナシ、即チ「チ」「ツ」ヲ以テ始ル詞ガ他ノ詞ノ下ニ來リテ連續シ、濁音ニ變ズル場合ニハ、其發音ガ必ズ「ジ」「ズ」ニ轉ズルコトハ、一種ノ音便ニシテ、一モ怪ムニ足ルモノナク、古語ニ於テモ又之ニ類シタル音便ノ變化ハ、實ニ枚舉ニ遑アラザルナリ。今其數例ヲ舉ゲンニ

古語

音便轉化

- | | |
|---------|--------|
| 善ク | ヨウ |
| 箒(ハハキ) | ハウキ |
| 思ヒテ | 思ウテ |
| 法師(ホフシ) | ホウシ |
| 仕ヘマツル | ツカウマツル |
| 小路(コミチ) | コウヂ |

337371

- | | |
|------------|--------|
| 日向(ヒムカ) | ヒウガ |
| 如何(イカニ) | イカン |
| 童(ワラハベ) | ワランベ |
| 思量(オモヒハカル) | オモンバカル |
| 殆(ホトホト) | ホトンド |
| 髮差(カミサシ) | カンザシ |
| 件(クダリ) | クダン |
| 詣(マ井デ) | マウデ |

是等ノ例ヲ比較シ來ラバ、其ノ轉訛ノ甚シキコト、豈啻ニ「ヤ」ガ「ジ」トナリ、「ツ」ガ「ズ」ニ變ジタル如キ比ナランヤ。而シテ是等ノ音便ハ、實ニ古キ王朝時代ノ文籍ニ散見スル所ノ語詞ノ上ニアラハルモノナリ。「ヤ」「ツ」ガ「ジ」「ズ」ニ變ズルガ不都合ナリトノ理由ヲ以テ、記音說ヲ攻撃スルモノハ先ヅ「ク」「ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」「ミ」「ム」「井」ガ「ウ」「ツ」ニ變ジ「ニ」「ハ」「ヒ」「ホ」「ミ」「リ」ガ「ン」ニ變ジタル古キ假名遣ヲモ、併セテ共

ニ攻撃セザル可ラズ、爰ニ於テ此ノ駁説ハ、夫自身已ニ自殺ヲ遂ゲタルモノナリ。殊ニ「ハ」行四段ノ場合、タトハバ「思ヒテ」ナドイフコトヲ、近來ノ人ハ「思フテ」トヤウニ記スルコト極メテ多シ。是ノ類ノ場合ニハ、古キ假名遣ハ「思ウテ」トヤウニ「ウ」ノ字ヲ用井ルガ慣例ナリ。是ヲ普通ニハ、「ハ」行ノ活用トイフコトニ迷ヒテ連想的ニ「思フテ」ナド記シテ、此ノ古キ慣例ニ氣付ザルカノ感アリ。金雄ノ「ヅ」ガ「ズ」トナルコトヲ以テ、理ナキコト、論ズル人ハ、先ヅ「ハ」行四段ノ場合ニハ、古來「ハ」行ナラザル「ウ」ノ字ヲ、用井來リタル事實ヲ熟知スルコトヲ要ス。(下「チ」「ヅ」「ト」「ジ」「ズ」ニ付テ説ク處參照)

(ホ)次ニ起ルベキ問題ハ、日本ニハ各地ニ方言アリ、關東關西トイハズ、九州人ト奥羽ノ人トノ間ニハ對談シテ、ホトンド理解スルコトヲ得ザル程ノ方言的差異アリ。若シ記音的方法ニ從ハ、是等ノ人々ハ、其ノ記載シタルモノニヨリテ、互ニ意ヲ通スルヲ得ザル困難アリ。然ルニ、若シ古キ假遣名法ニ從ハ、學問アルモノハ、之ヲヨンデ互ニ其ノ意ヲサトルコトヲ得ル利益アルニアラズヤ。是レ記音假名遣法ノ大缺點ナリト云フ説ナリ。然レドモ、此説亦其正鵠ヲ得ズ、爰ニイフ所ノモノハ普通教育ニ於ケル假名遣ノコトニシテ決シテ已ニ之ヲ知得セル學者ノ爲メニイフニアラザルナリ。サレバ吾人ハ、是等ノ點ニ付テ云フ丈ケノ必要ヲ見ザレバ、其ヲ擱キ爰ニハ此ノ説ニ對シテ記音説ノ答辨ヲヒザルベカラザル必要ノ點ニ付テ述ル所アルベシ。即チ談話語ヲ記シテ、互ニ理解セラル、ニ至ルニハ、第一ニ諸方ノ談話語ヲ可成一致セシムルコト、即チ一定ノ標準トスベキ語ヲ定メテ、凡テノ人ガ之ヲ中心トシ、之ニ擬シテ書ク様ニスル必要アリ、是ニ於テ標準語ノ問題ハ起ルナリ。

第八 標準語

本國ニ於テ、各地方ノ人々ガ、記音法ニ從ヒテ記セントスルニ、各人皆其標準語ヲ習得ベテ之ヲ記スト云フコトハ、甚ダ困難ナルコトナレドモ、一般ニ教育ヲ普及スト云フ點ヨリ考フレバ、言語ハ可成一定ノ標準ヲ置キテ、凡テノ他ノ方言ヲシテ、之ニ近ヨラシムル様ニツトムベキハ、是當然ノ事ナリ。方今各地交通ノ道大ニ發達シタルガ故ニ、古昔封建時代ニ於ケルガ如キ方言ノ遠心力的ノ傾向ハ漸々其跡ヲ收メテ自然ニ日本全圖ノ中心タル、

東京ノ語ニ近ヅキツ、アルハ現今ノ有様ナリ。勿論各地ノ方言ガ全ク東京化シ了ル時機アリヤ否ヤ等ニ就テハ、爰ニ斷言シ難キ點ナキニシモアラザレドモ、大體ノ傾向ハ東京ヲ中心トシテ、其方ニ向テ變遷シツ、アルコトハ明ナリ。(大阪ノ言語モ亦或一種ノ方面ニハ甚ダ勢力アルモノナリト雖モ、爰ニハ教育上ヨリ觀察ヲ下シタルモノナレバ、暫ク論ゼズ)。而シテ今日其ノ中心トナレル東京ノ言語ハ、如何ナルモノゾト考フルニ、古來東京ノ地ニ固着シ居タル純粹ノ江戸語ニハアラズシテ、各地ヨリ轉ジテ東京ニ於テ勢力ヲ有スルニ至レル人々ガ其ノ故郷ヨリ齎ラシ來リタル諸方言ガ、本來ノ江戸語ト混融シタルモノト見テ差支ナカルベシ。假令其混融ガ成熟同化シテ、純一ノ東京語ヲ成シ了リシヤ、或ハ未ダ同化融合セザル混成物ナリヤハ、見ル人ニ依リテ説ヲ異ニスル所ナルベシト雖モ、兎ニ角各地ノ方言ガ東京ニ相會シテ、本來ノ江戸語ニ混ジ、互ニ生存競争ヲナシ、今日ハ已ニ一種ノ東京語トシテ、日本全國中ニテ、最多數ノ人々ニ理解セラレ得ル位地ニマデ發達シ來リシモノナルコトハ、敢テ疑フベカラザルコトナリト信ズ。凡ソ言語ノ價值ハ、見方ニヨリ種々ノ點ヨリ之ヲ定メ得ベキモノナレドモ、交通ノ機關トシテハ普汎トイフ點ヲ最モ重ナル要素トセザル可カラザレバ、今日本國ニ於テ其ノ範圍ノ最モ廣ク、其勢力ノ最モ大ナル此東京語ヲ取り來リテ、談話語ノ標準トナスコトハ至當ノ事ニシテ、臺灣ニ於テ日本語ヲ國語トシテ教授スル場合ニハ、各地ノ方言ヲ亂雜ニ教授スル主意ニアラズシテ、是ノ暗々裏ニ日本國語ノ霸王トシテ、默許セラレ居ル東京語ヲ教授スル主意タルコトハ明ナリ。其標準トスル所ノ語ニシテ一定セバ、之ヲ記スルニ際シテモ、亦其標準語ノ發音ニ從テ之ヲ寫スベキハ自然ノ順序ナリト云フ可シ。然シ爰ニ東京語トイフハ、先ヅ教育アル中等以上ノ社會ニ行ハル、語トイフ位ニ廣ク解釋シ置クヲ適當ナリト信ズ。本國ニ於テモ漸々言文一致ノ體ヲ用井來リ、如何ナル田舎ノ果ニ至ルモ、苟モ文部省認可ノ讀本ノ讀マル、所ニハ、是ノ東京語ノ種子ハ漸々ニ蒔カレツ、アルハ事實ナリ。サレバ、新領ノ臺地ニ於テ初學ノ兒童ニ教フベキ言語ガ、已ニ此ノ種ノ東京語タルコトニ一定セバ、記音法ノ假名ハ、如何ナル種類ノ言語ヲ寫サントスルカノ問題ハ、自然ニ解釋セラレテ、方言的ノ混同ニヨリテ意義相通ゼストイフ如キ患ナキニ至ルベシ。標準語ノ一定ハ、言語ノ統一ヲ來シ、記音法ハ即チ假名ノ統一ヲ來ス、是ノ兩者統一ノ相待ツテ行ハル、ニ至ルコトハ、國語ノ教授ニ缺クベ

カラザル元素ナリトス、以上ニ述ベタル標準語及記音假名ノコト、素ヨリ理論的ナリ。今是ヲ實際ニ行ハントスルニ際シテハ、些未ナル點ニ於テ又種々ノ說ノ出ヅルアリテ、容易ニ一定シ得ベカラザルガ如シト雖モ、己ニ以上ノ論旨ヲ首肯シ、記音假名ヲ以テ臺灣ノ初等教育ニ適當ナリト認定スルニ至テハ、大體ノ方針ハ先ヅ是ニテ一定セルモノニシテ、其ノ小節ニ關シテハ、其々問題ノ諸說ヲ比較考究シテ之ヲ定メンニハ、左程ノ困難ニアラズト信ズ。是等記音ノ方法ヲ論ズルニ當リテ、標準語タル東京語ニ付テ一考スルコトヲ要ス。東京語ヲ標準語トシテ定ムル上ニ付テ、記音法ハ絶對的ニ其マ、ヲ記スルヲ可トスルカ、又ハ東京語ノ音又ハ語法ノ上ニ、便宜上或ル制限ヲ加ヘテ之ヲ修飾スルコトヲ要スルヤ、是レ一問題ナリ。今其等ノ諸點ヲ、左ニ列記スベシ。

(一)「ク」_ツ、「グ」_ツト「カ」_ツ、「ガ」_ツトノ混同

(二)「ヒ」_ツト「シ」_ツトノ混同

(三)「チ」_ツ、「ヅ」_ツト「ジ」_ツ、「ズ」_ツトノ混同

(四)字音「エイ」ノ韻ヲ「エエ」ノ如クニ轉訛スルコト

(五)中二段下二段動詞ノ連體言ノ活用

(六)「ハ」行四段動詞ノ活用

(一)「ク」_ツ、「グ」_ツト「カ」_ツ、「ガ」_ツトノ混同ハ、字音ニ於テアラハル、モノニシテ、例令ハ會、外、活、月、官、頑等ノ音ナリ。是等ノ場合ニハ、「ク」_ツ「カ」_ツノ何レヲ用井ルベキカラ、弗ルニ、「ク」_ツ「モ」_ツ「カ」_ツモ何レモ共ニ廣ク本國ニ行ハル、モノニシテ、容易ニ其優劣ヲ判ジガタシ。然ルニ東京語ニ用井ラル、「カ」_ツ「ガ」_ツノ勢力ハ、中々ニ強大ニシテ、「ク」_ツ「グ」_ツヲ凌駕セントスルノ有様ナリ。西方諸國ノ教育アル人々ハ、小兒ノトキヨリ己ニ「ク」_ツ「カ」_ツノ區別ヲ知り、之ヲ記スルニ際シテモ亦分明ニ區別シ得ル所ナレドモ、是等ノ人々ニシテ、己ニ東京語ノ感化ヲ受ケタルモノハ、談話ノトキニ於テハ東京風ヲ擬シテ、「ク」_ツノ音ヲシテ「カ」_ツニ歸セシメントスル傾向ハ、非常ニ強大ニシテ國語ノ全體ニ大ナル勢力ヲ有スルモノナリ。臺灣ニ在ル中以上ノ内地人ノ中ニ、「ク」_ツト「カ」_ツヲ區別スル人トセザル人ト、何レガ勢力ヲ有スルモノナルカハ、未ダ爰ニ斷言スルコトヲ得ザルガ故ニ、之ヨリシテ證據ヲ求ムル便ナシト雖モ、之ヲ學ブ方ニ於テハ、「ク」_ツト「カ」_ツ

ヲ歸一セシムル方、勞力ノ上ニ於テ大ニ利益アリ。且ツ一旦已ニ是ヲ區別スルト決定シタル以上ハ、尤モ嚴正ニ之ヲ分列スルヲ要シ、決シテ少シモ混同ヲ許サザルガ故ニ、教師ノ平常ノ談話ニ於テモ常ニ之ヲ呼ビ分クル覺悟ヲ要シ、一旦談話ノ際ニ之ヲ混同スル如キコトアラバ、折角ノ骨折ハ徒勞ニ歸シテ、再ビ之ヲ回復スル道ナキニ至ラン。サレバ臺灣ニ於テ「クツ」ト「カ」ヲ區別スル必要アリヤト問ハゞ否「カ」ヲ以テ此兩者ヲ記スル方ヲ便利トスト答ヘザルヲ得ザルナリ。

(二)「ヒ」ト「シ」トノ混同ハ、純粹ノ東京人ニ多シ、火ヲ「シ」トイヒ、火箸ヲ「シ」ハシト唱フ、或場合ニハ之ヲ反對シテ、「シ」ヲ「ヒ」ト發音スルコトスラ之アリ。標準語タル東京語トシテハ、少クモ此ノ點ニハ制限ヲ加フル必要アリト信ズ。是ノ混同ハ一種ノ極端ナル訛ニシテ、凡テノ「ヒ」ヲ悉ク「シ」ト發音スルニモアラス、其ノ轉化ノ範圍程度ニ付テ、一定ノ規則ヲ定メガタク、且ツ此種ノ訛ハ東京語ノ一部ニ限ラレテ、其ノ勢力ハ甚々微弱ナリトイハザル可ラズ、勿論各地方ヨリ東京ニ移リテ、其談話語ガ已ニ東京化シタル人ニ於テハ純粹ノ東京人ニアラズシテ間々此ノ混同ヲナスコトアリト雖モ、是ヲ前ノ「クツ」

ヲ「カ」ト轉ズルモノニ比スルニ、其ノ傾向甚々微力ナレバ、敢テ前者ノ例ヲ以テ推ス可カラザルモノアリ。地方ニ於テモ人ヲ「シ」ト、七ヲ「ヒ」チ「ナ」ト呼ブ場合ナキニアラズトモ甚々僅少ナル場合ナレバ是等ハ從來ノ假名ニ從フ方、遙ニ適當ニシテ、此點ニ付テハ、餘リニ異論ハアルマジト信ズ。

(三)「ヂ」ト「ヅ」ト「ジ」トノ混同ハ、東京及其他多クノ地方ニ於テ行ハレ、九州及四國ノ一部ニ於テハ、今尙ホ談話上ニ此ノ區別ヲ存セリ。是ノ區別ハ、即チ古音ノ保全的傾向ナレバ、歴史的ノ國語トシテハ大ニ尊重ヲ加ヘ、之ヲ押シ廣メテ全國ニ及ボス方、適當ナルガ如クニ見ユレドモ、其ノ行ハル、範圍餘リニ狹隘、且ツ僻遠ニシテ、到底今日ノ標準語ヲ制限スル丈ノ勢力ヲ有スルニ至ラザルベク、且又一方ヨリイハゞ、左程ニ勢力ナク、僅ニ餘喘ヲ保テル古代ノ殘物ヲ醒起シテ、之ヲ普及セシムル丈ノ必要モアルマジク思ハル、ナリ。

(四)「エイ」ト「エエ」トノ混同、字音ニテ「エイ」ノ韻ヲ有スルモノヲ、東京ニテハ凡テ「エエ」ノ如ク發音ス、英、計、清、帝、寧、平、明、例等ノ如シ。勿論下等社會ノ「ナンデエ」、

「ケエロ」ナドノ「エエ」トハ、其ノ音ノ値ニ於テ相異アリ。前者ハ其語尾ノ音寧ロ「イ」ニ近ク、後者ハ「ア」ニ近キ傾向アリ。サレバ前者ニ屬セル類ノ諸音ハ、便宜的ニ「エイ」「ケイ」「セイ」「テイ」「チイ」「ヘイ」「メイ」「レイ」ナド、記スルヲ適當ナリトス。極端ノ例ナガラ、衛生トイフヲ「エエセエ」ナド記スルニ至リテハ、字形ノ上ヨリ見テモ如何ハシキガ上ニ、先ニ記シタル下等社會ノ語風ノ連想セラレテ、奇異ノ感ヲ起ス心地セラル、ガ故ニ、寧ロ避クベシト考ヘラル、ナリ。

(五) 中二段下二段動詞ノ連體言活用、今例ヲ舉ゲテ其一般ヲ示サンニ、左ノ如シ。

中二段 古言ウ 談話イル	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
同上 濁音										
起	○	落	○	強	○	恨	○	悔	○	懲
過	○	掘	○	媚	○	○	○	○	○	○
得	○	明	○	瘦	○	棄	○	尋	○	與
同上 濁音										
舉	○	秀	○	竝	○	○	○	○	○	○

即チ中二段ニシテ、「オキル」「オチル」等、下二段ニテハ「アケル」「ステル」等、古言ニハ

「オクル」「オツル」「スツル」等ノ如クニ働キ、現今ニ於テモ九州ノ一部ナドニ於テハ、此ノ活用尙存スル處アレドモ、範圍ノ餘リニ狹隘ナルガ爲メニ、左程ノ勢力ナク、到底標準語ヲ左右スル丈ノ價アルニアラザルガ故ニ、現今ノ東京語ニ行ハル如ク、「オキル」「オチル」等ノ活用ニヨルヲ適當トス。サレバ、假名モ亦其ニ從テ記スルハ勿論ナリ。

(六) 「ハ」行四段活用ノ動詞 是ノ活用ノ動詞ニ付テハ、「ハ」行ノ音ガ「ワ」行「ア」行ノ音ト混同スル場合アリテ、尤モ複雑ナルガ故ニ、多少便宜記法ヲ定ムル必要アリ。今此ノ種ノ動詞ヲ左ニ摘記セン、() 内ノ語ハ古語ナリ

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
逢	○	扱	○	失	○	味	○	敬	○
(濁音)									
伺	○	勾	○	奪	○	○	○	○	○
言	○	食	○	吸	○	纏	○	縫	○
イ	フ	ウ	フ	エ	フ	イ	フ	ウ	フ
言	○	食	○	吸	○	纏	○	縫	○
盟	○	食	○	吸	○	纏	○	縫	○
結	○	振	○	憂	○	醉	○	○	○

トハ少シノ不都合ナカルベク、又教師ガ僅カノ注意ヲ與フレバ、之ヲ教フルニ當リテモ、大ナル困難ハナカルベシト信ズ。又「言」トイフ語ハ、談話ノ上ニハ「ユウ」ノ如ク發音スルガ故ニ、若シ之ヲ記スルニ「ユウ」ノ假名ヲ用ヰレバ、其ノ働キ方ガ、「ユイテ」又「ユツテ」「ユウ」「ユエバ」「ユオオ」ナド、ナリテ、「結ウ」トイフ詞ト同一ニナル傾アリ。且又「ユツテ」「ユエバ」「ナドハ、「言」トイフ詞ノ活用トシテ如何ナルガ故ニ、是等々文法ノ統一上、「イイテ」「イツテ」「イウ」「イエバ」「イオオ」ナド、記セザルヲ得ザル場合アリ。然シ是類ハ、其語詞モ極メテ少ク、且ツ少シノ注意ニヨリテ、容易ニ曉リ得ラル、モノナルガ故ニ、一々是ニ擧ゲズト雖モ、亦記音假名法ニ便宜上ノ制限ヲ加フル丈ケノ値アルモノナリ。

第九 記音假名法ノ概略

記音假名法ハ、發音ノマ、ヲ記スル主義ナレドモ、或ル種類ノ音ニ於テハ、之ヲ書キアラハスニ種々ナル場合アリ、今是等ニ付テ、概略ヲ擧ゲン。

(一)長音 長音ヲアラハスニ、**ー**ノ符號ヲ用ヰル說ト其ノ引伸バサルベキ音ノ母韻ヲ記スル

說トアリ。タトヘバ、「長」ナル音ヲ記スルニ甲ニ從ヘバ、「チヨー」ト記シ、乙ニ從ヘバ、「チヨオ」ト記スルガ如シ。或ハ又別ニ說ヲナシテ、韻ニ「オ」ヲ有セル長音丈ケハ凡テ「ウ」ノ字ヲ用ヰル方ヲ適當トイフ考ヘモアリ、即「長」ノ場合ニハ「チヨウ」ト記載スルガ如シ。何レモ得失アリ、左ニ其概評ヲ試ミン。

(1)「ー」ノ符號ヲ用ヰルトイフ說ハ、「アー、イー、ウー、エー、オー」、等ノ如ク、其上ニ來ル韻ヲ長ク引伸ス性質ヲアラハス上ニ於テハ、面白キ考ヘナレドモ、是「ー」ノ符號ヲ他ノ文字ト共ニナラベ記シテハ、非常ニ其體裁ワルク、且ツ「ー」ノ符號ヲ以テ「ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ」等五十音ノ何レノ音ヲモアラハシ得ルガ故ニ形容詞或ハ動詞ノ語尾ソ長音タトヘバ嬉、淋、食、吸等ヲ「ウレシー」「サビシー」「クー」「スー」ナド、記スルコトトナルガ故ニ、甚ダシキ不都合ナル點アリトイハザルベカラズ。

(2)長音ニテ上ノ音ガ「オ」韻ニ終ル場合ニハ、「ウ」ヲ用ヰルトイフ說。例令バ「長」ヲ「チヨオ」ト記スヨリハ、「チヨウ」ト記ス方目立タズシテ、形ヨク且ツ「チヨウ」ナドイフ、「オ」韻ノ長音ハ音ノ上ヨリイフモ、寧ロ「ウ」ニ近キ音ナレバ、是ク記サントイフ說ナ

リ。是モ亦一理アル説ニシテ、強チ惡シ、トイフニハアラチド、「ア、イ、ウ、エ」ノ四列韻ノ場合ニハ、其ニ相應シタル假名ヲ用井テ、「カア」「キイ」「クウ」「ケエ」ノ如クニ記スルニ、「オ」列ノ韻ニ限リテ「コオ」ト記セズシテ、「コウ」ト記スベシトイフハ、少シ複雑ノ嫌ナキニアラズ。是論ガ「オ」ヲ忌ミテ「ウ」ヲ用井ントイフ主意ハ、古來ノ假名遣ニ語尾ニ「オ」ヲ用井ルコトナクシテ、多クハ皆「ウ」ノ字ヲ以テ其語尾ヲ記スル習慣アレバ其ニヨルベシトイフナランナレドモ、此點丈「ウ」ノ字ヲ記シテ、古ニ擬ストイフ必要ハ、ナカルベシト思ハルナリ。

(3)長音ノ場合ハ、「ー」ヲ用井ズシテ其上ニ來ル音ノ韻ニ從テ記スル説ナリ、例令バ上ニ「ア」列ノ音來ルトキハ、其長音ハ「ア」トシ、「イ」列ナラバ「イ」、「オ」ノ場合ハ其マヽニ「オ」ヲ用井ルコト、ス。即「長」ノ音ハ上ニ來ル音「チヨ」ニシテ「オ」列ノ韻ナルガ故ニ、「チヨオ」ト記スル類ナリ。是説一々ニ其上ノ韻ニ從テ假名ヲ記スベシト云フ點ハ、前ノ「ー」ニ比シテ複雑ナルガ如シト雖モ、上ノ音ヲ引伸セハ、直チニ其韻ヲ出スガ故ニ、之ヲ知ルニサシタル困難ハナカルベシ。タトヘバ「カ」ノ長音ヲ記セントセバ、「カ」

ヲ長ク引キ伸シテ唱フレバ、「ア」ヲ出スガ故ニ「カア」ト記スル説ナリ。三説ノ中是ノ説大ニ適當ト考フルガ故ニ、今ハ是ノ主義ニヨリ長音ヲ記スルコトニ定ムベシ。
長音ハ重ニ左ノ場合ニ於テ起ルモノナリ

(イ)字音

(い)談話語ニ於テ、「ウ」列ノ韻ニテ終ルモノ、

(1)「ウウ」ノ韻ニテ終ルモノ、タトヘバ空、通、風等ノ語、是等ハ「クウ」「ツウ」「フウ」等ト記ス。

(2)「ユウ」ノ韻ニテ終ルモノ、タトヘバ、急、州、中、入、流、勇等ノ語、是等ハ「キユウ」「シユウ」「チュウ」「ニユウ」「リュウ」「ユウ」等ト記ス。

(ろ)談話語ニ於テ、「オ」列ノ韻ニテ終ルモノ、

(1)「オオ」ノ韻ニテ終ルモノ、タトヘバ、應、公、宋、唐、腦、方、孟、陋、等ノ語、是等ハ「オオ」「コオ」「ソオ」等ト記ス。(是ノ内「オオ」ノ如ク同音ノ重ナル場合ニハ、便宜上「オヽ」ノ如ク記スルモ差支ナカルベシ)

(2)「ヨオ」ノ韻ニテ終ルモノ、タトヘバ郷、庄、長、尿、豹、妙、用、兩、等ノ語、是等ハ「キヨオ」「シヨオ」「チヨオ」等ト記ス。

(ロ) 國語

(イ) 名詞等ノ體言、タトヘバ昨日、今日、手水鉢、夕、扇ナドハ、「キノオ」「キヨオ」「チヨオズバチ」「エウ」「オオギ」ト記ス。

(ル) 動詞

(1) 動詞ノ語幹ニ長音ヲ有スルモノ、タトヘバ、「蒙ル」「葬ル」ナドハ、「コオムル」「ホオムル」等ト記ス。

(2) 動詞ノ活用上ノ形ニ、長音ヲ有スルモノ、例令バ未來言又想像言ノ場合ノ如シ。

「行コオ」「行クダロオ」「見ヨオ」「受ケヨオ」「起キヨオ」「來ヨオ」「爲ヨオ」「有リマシヨオ」ナドノ類ナリ。是等ハ發音ノマヽニ記ス。

(3)「ハ」行四段ノ動詞ノ終止言ノ場合ニハ、「思ウ」「洗ウ」「乞ウ」「揃ウ」等ト記スルコト前ニ述ベタリ。

(4)「ハ」行四段「ウ」列ノ韻ヨリツツクモノ「食ウ」「吸ウ」等。

(ハ) 形容詞

(1) 形容詞ノ語幹ニ、長音ヲ有スルモノ、タトヘバ「大キナ」「香シイ」等ハ、「オオキナ」「コオバシイ」ナド、記ス。又ハ前者ハ「オヽキナ」ナド記シテモ差支ナカルベシ、下重音ノ部ニイフ。

(2) 形容詞ノ語尾ニ長音ヲ有スルモノ、タトヘバ「淋シイ」「宜シイ」「貧シイ」ナド古語ニ「シキ」ノ語尾ヲ有スルモノハ、此ノ韻ニ屬スルモノニシテ、是等ハ「サビシイ」「ヨロシイ」「マズシイ」ナドト記ス。

(ニ) 副詞 「面白オ」「最オ」「到頭」此様」ナドノ類、發音ノマヽニ記ス。

(ハ) 感歎詞 嗚呼、唯ナドハ「アア」「オオ」ノ如ク、又ハ「アヽ」「オヽ」ナドノ如クニモ記スベシ。

(ハ) 外國輸入語 是等ハ、「テエブル」「サアベル」「チヨオク」「メエトル」「フウト」ナド、記ス。

以上ノ諸項、多クハ之ヲ發音ノマ、ニ記シテ差支ナシト雖モ、獨リ「ロ」ノ部國語ノ中ニテ「ハ」行四段ニ活用スル動詞ノ終止言ノミハ、「敬ウ」^{ウヤマ}「思ウ」^{オモ}「洗ウ」^{アラ}「揃ウ」^{ソロ}ノ如ク「ウ」ノ字ヲ以テ之ヲ記スベキコトハ、前ニ述タルガ如シ。又此ノ發音ニ付テ、純粹ノ江戸人ニ尋テシニ、實際ハ「ウヤマウ」「アラウ」「ソロウ」ノ如クニ發音シテ、「ウヤモオ」「アロオ」「オモオ」「ソロオ」トイフ如キコトナシトイヘリ。由テ考フルニ、通常是等ニ付テ「オ」列ノ韻ニヨミ來リシ所以ハ、或ハ書物ヲ素讀スルトキノ習慣ヨリ來リシニアラザルカ、兎ニ角是等ノ詞ハ、甚ダ混淆シテ長音ノ如クニナリ易キ傾向アルガ故ニ、特ニ其事ヲ記シテ「ウ」ノ假名ヲ用井ル方ニ一定スルコト、セリ。

(二)重音

(イ)單音ノ重レル場合、

(1)「ア」行ノ重音ハ、「ア」行ノ長音ニ似タルガ故ニ「アア」「イイ」等ノ如ク記スベシト雖モ、便宜上之ヲ「ア」「イ」「ナド」記スルモ差支ナカルベシ。前ニ長音ノ部ニ擧ゲタル應、^{オオ}王、^{オオ}大キイ、^{アア}嗚呼、^{オオ}唯ナドモ、又便宜上「オ」「ア」「ナド」記スルモ

可ナリ。但シ重音トイヘバ「ア、ア」ノ如ク、二音ヲ別々ニ發スルモノニ付テイヒ、長音トイヘバ「ア―」ノ如ク、一音ノ伸長シタルモノニ付テイフモノニシテ、見方ニヨリテハ多少ノ差ハアレドモ、實際上ハ之ヲ書キワクル必要アルマジト思ハル。若シ必要アル場合ニハ、「ア、ア」ノ如ク、中間ニ點ヲ施スモ可ナルベシ。

(2)「ア」行以外ノ重音、タトヘバ「ススム」「アタタメル」ナドノ場合ニハ、矢張「ス、ム」「アタ、メル」ナドニモ記シ得ベシ。

(ロ)二音以上ノ重音、「イロイロ」「カズカズ」「サマザマ」ナドノ場合ニハ、在來ノ略符「〜」ヲ用井テ記スルヲ得ベシ。

(三)拗音 拗音ニ二種アリ、

(イ)「イ」列ヨリ連呼シテ拗音トナルモノ、

(1)「イ」列ノ音ト「ア」ト連ルモノ、即チ「キヤ」「シヤ」「チャ」「ニヤ」「ヒヤ」「ミヤ」「リヤ」等ノ如シ、

(2)「イ」列ノ音ト「ウ」ト連ルモノ、即チ「キユ」「シユ」「チュ」「ニユ」「ヒユ」「ミユ」「リ

ユ等ノ如シ。

(3)「イ」列ノ音ト「オ」ト連ルモノ、即チ「キョ」「シヨ」「チヨ」「ニョ」「ヒョ」「ミョ」「リ」等ノ如シ。

(ロ)「ウ」列ヨリ連呼シテ拗音トナルモノ、是ハ「カ」行ノ音ト「ア」ノ音ト連リテ、「クヰ」ノ音ヲナスノミニシテ、觀音、菓子等ノ如シ。是ハ前ニ「クヰ」ト「カ」ノ條ニ於テ委ク論ジタレバ、今爰ニハ略ス。

(四)促音ハ、其性質上ヨリ見ルトキハ、左ノ四種アリ。

- (イ)「カ」行ノ促音、タトヘバ一個、發行等、
- (ロ)「サ」行ノ促音、タトヘバ一層、發送等、
- (ハ)「タ」行ノ促音、タトヘバ一旦、發達等、
- (ニ)「バ」行ノ促音、タトヘバ一匹、發炮等、

以上ノ如ク、何故ニ促音ヲ四種ニ分ツカトイフニ、上ニ來ル字ハ、假令同ジ「^イ一」又ハ「^ハ發」ノ字ナレドモ連續シテ發音スル場合ニハ、其ノ下ニ來ル音ト同化シテ、此ノ如キ區

別ヲ生ズルニ至ルナリ。今之ヲ羅馬字ニテ記載セバ、

ik-ko, is-so, it-tan, ip-piki.

hak-ko, hos-so, hat-tatsu, hap-po.

ノ如ク變化シテ、同シ「一」トイフ字ノ音ハ、場合ニヨリテ is, it, ip ノ四種トナリ、同シ「發」トイフ字ノ音モ、亦同シク hak, has, hat, hap ノ四種ノ音ニナルナリ。サレバ、普通ニハ「ツ」ノ字ヲ右隅ニ細書シテ、是等ヲ同一ニ記シ來ルガ故ニ、人皆促音トイヘバ、「ツ」ノ音ナリト心得テ理論ノ上ニハ之ニヨリテ不都合ナル誤謬ヲ來スコト屢ナリト雖、今日ニ於テ之ヲ改良シテ、「イ」ク「イ」ス「ソ」オ「イ」ツ「タン」「イ」ブ「パ」ツ「ナ」ド記センコトハ、却テ混雜ヲ來ス恐アルガ故ニ、實際上ノ便利ノ點ヲ考フレバ、小字ノ「ツ」ノ字ヲ以テ促音ノ場合ノ符號ト見做シテ用ヰルニハ、差支ナカルベシ

第十 臺灣土語記音假名

記音假名ノ主義ヲ擴張シテ、之ヲ臺灣土語(重ニ廈門ノ語)ニ適當セシメタルモノハ、前ニ學務課ニ於テ製定シタル、訂正十五音字母詳解ニ出タル假名ナリトス。臺灣ノ音ヲ記ス

ルニ方リテ、日本ノ假名ニテ記シ得ラレザル四五ノ音ノ爲メニハ、在來ノ假名ニ新シキ記號ヲ付シテ、之ヲアラハスコト、シタリ。即チ左ノ如シ

(1)「タ」行ノ第二音ト第三音ハ、羅馬字ニテ之ヲ記セバ、*ts*、*ts*ノ音ナレドモ、本國ニテハ此ノ音ナク、從テ之ヲ記スル文字ナシ。故ニ從來ノ「チ」「ツ」ノ上ニ一線ヲ畫シテ、「チ」「ツ」ヲ以テ之ヲ記スルコト、セリ。サレバ、「タ」行ノ假名ハ左ノ如シ、

タ 𠂔 ツ テ ト
tsa, tsi, tsu, tse, to,

(2)本國ニハ、「*ts*」ヲアラワス文字ナシ、即チ俗語ニハ、父ノコトヲ「オトツッアン」ナド呼ビ來レドモ、之ヲ記スベキ文字ナシ。サレバ是行ヲ設ケテ、*ts*、*ts*ヲアラワスニ、「サ」ノ字ノ上ニ一線ヲ畫シタル「サ」字ヲ以テ之ヲ記シ、第二音ト第三音 *tsi*、*tsu*ニハ、在來ノ假名「チ」「ツ」ガ其音相近キガ故ニ、其儘ニ用井ルコト、ナシ、第四音ト第五音トヲ「サ」ニ準シテ「セ」「ソ」トナシタリ。サレバ「サ」行ノ假名ハ左ノ如シ

サ チ ツ セ ソ

tsa, tsi, tsu, tse, to

(3)臺灣音ニ、出氣音 (*aspirate*) トイフモノアリ。日本語ニ於テモ、談話ノ際ニハ屢々アラハル、モノナレドモ、是ノアルモノトナキモノトヲ區別スル習慣ナシ。サレバ本國ノ假名ニ記號ヲ付シテ、此ノ出氣音ヲ書キ分クル必要アリ。是出氣音ハ、「カ」行、「タ」行、「バ」行、「サ」行ノ四行、ニ限り附屬シテアラハル、音ナリ、即チ左ノ如シ

カ行 カ●ア (*kha*) キ●イ (*khi*) ク●ウ (*khu*) ケ●エ (*khe*) コ●オ (*kho*) ク●オ (*kho'*) コ●オ (*kho*)
タ行 タ●ア (*tha*) チ●イ (*thi*) ツ●ウ (*thu*) テ●エ (*the*) ト●オ (*tho*) ト●オ (*tho'*) ト●オ (*tho*)
バ行 バ●ア (*pha*) ビ●イ (*phi*) ブ●ウ (*phu*) ペ●エ (*phe*) ボ●オ (*pho*) ボ●オ (*pho'*) ボ●オ (*pho*)
サ行 サ●ア (*cha*) シ●イ (*chi*) シ●ウ (*chu*) セ●エ (*che*) ソ●オ (*cho*) ソ●オ (*cho'*) ソ●オ (*cho*)

(4)臺灣ニハ「オー」ノ音ニ一様アリ一ハ口ヲ廣ク開イテ發音シ一ハ口ヲ窄メテ發音スルモノニシテ甲ハ「オオ、コオ、ソオ」等ノ如ク記シ乙ハ「オヲ、コヲ、ソヲ」等ノ如ク記スルコト、セリ、從前ハ乙ヲ記スルニ「オウ、コウ、ソウ」等ノ如ク記シ來リ

シガ、カクテハ「ウ」ノ音ヲ發スル恐アリテ記音法ノ精神ニ適ハズ故ニ五十音中「ツ」行ノ「ヲ」ノ字ヲ利用シテ之ニ配當スルコト、セリ。

(5)臺灣音ハ、鼻音ニ三種アリ、羅馬字ニテハ *m, n, ng* ニ相當スルモノニシテ、判然ト區別セラルレドモ日本假名ニ於テハ、通例「ン」ノ字ヲ用井テ、是等三種ノ音ヲ區別ナクアラハシ來レリ、中ニ *m* ト *n* トハ、本國人ニ於テモ容易ニ區別シ得レドモ、*n* ト *ng* トノ場合ニ於テハ、之ヲ區別スルコト非常ニ困難ナリ。前ニ伊澤氏が假名ヲ定ムルニ當リテハ *m* ヲ「ム」トシ、*n* ヲ「ン」トシ、*ng* ヲ「グ」トシテ、一種ノ新假名ヲ用井タリシガ、爾來經驗ヲ重ヌルニ從ヒ、「グ」ノ字ハ字形上ヨリ見ルモ「グ」ニ近キガ故ニ、「グ」ノ如ク發音スル傾向アリテ、不都合ナルガ上ニ、實際上ニ於テモ亦「グ」ノ如キ新字ヲ用井ル丈ノ必要ナキヲ認メ得タリ。其故ハ、本國ニテ「ン」ノ音ハ獨立シテ發音セラル、場合、又ハ語尾ニ來ルトキニハ、常ニ *ng* ニ近ク發音セラル、事實アリ。サレバ臺灣ニテ、干 (*kam*)、丹 (*tan*) 等ノ如キ、適當ニ *n* ト發音サルベキ場合ニ於テ、本國人ハ常ニ *kang, tang* ノ如ク發音スル傾向

アリ。サレバ本國人ニ取リテ、鼻音ガ語末ニ來ル場合ニ *n* ト *ng* ト何レガ自然ノ發音ナリヤト問ハ、事實上 *ng* ノ音ノ方自然ナリトイハザル可ラズ。カ、ル理由ナルガ故ニ、甘ヲ「カム」ト記スル例ニ準シテ干ハ「カヌ」ノ如ク記スルヲ適當トシ、「ン」ノ假名ハ *ng* ヲアラワス爲メニ用井、江ヲ記スルニ「カン」、東ヲ記スルニ「タン」ノ如ク記セバ、「グ」ノ如キ假名ヲ廢スルコトヲ得テ、理論上ヨリイフモ實際上ヨリイフモ、共ニ適當ナルコトナルベシト信ズ。故ニ臺灣土語ノ鼻音ハ、以後左ノ如ク改正センコトヲ欲ス。

ム(==m) ス(==n) ン(==ng)

此外土語ニハ、所謂八聲ナルモノアリテ、同シ「カウ」ノ音ニテモ之ヲ唱フル聲ノ抑揚ニヨリテ、交、狗、教、猴、厚等ノ種々ノ異リタル意義ヲアラハスガ故ニ、符號ヲ付シテ區別スルノ必要アリ。今「チイ」トイフ音ニ付テ、其例ヲ示サンニ

芝 <small>チイ</small>	上平	旨 <small>チイ</small>	上上	志 <small>チイ</small>	上去	接 <small>チイ</small>	上入	薯 <small>チイ</small>	下平	旨 <small>チイ</small>	下上	己 <small>チイ</small>	下去	舌 <small>チイ</small>	下入
---------------------	----	---------------------	----	---------------------	----	---------------------	----	---------------------	----	---------------------	----	---------------------	----	---------------------	----

而シテ此等ノ韻ナル、「イ」ノ母音ヲ鼻ニカケテ唱フルトキハ、普通ニ所謂ノ鼻音ヲ生ズ。是ニモ八聲アリ、即チ左ノ如シ

爭 <small>チカ</small>	上平	上上	上去	上入	下平	下上	下去	下入
井 <small>チカ</small>					錢 <small>チカ</small>	井 <small>チカ</small>		
			箭 <small>チカ</small>	○		○	○	○

今臺灣語ノ凡テノ音(爰ニハ重ニ廈門又ハ漳州語ニ付テイフ)ヲ假名ヲ以テアラハサントスルニハ、本國ノ五十音假名ノ一部分ト、右ニ舉ゲタル「タ」行ト「チ」行ノ符號字ト出氣音ノ符號ト、八聲ノ符號ト僅々六十有許ノ記號ヲ用井テ、十分ナルモノニシテ、之ヲ支那ノ何千トイフ多數ノ漢字ヲ記慮スルヲ要スル勞力ニ比スレバ、其ノ利害ハ、一目シテ之ヲ判別スルコトヲ得ベシ。殊ニ臺灣土語ニ於テ之ヲ記寫スルニ際シ、適當ナル漢字ノナキ場合甚ダ多キガ故ニ、漢字ヲ用井テ土語ヲ記スルニハ大ナル困難アリ。從來西洋人ハ羅馬字ヲ用井テ土語ヲ記シ、自ラモ之ニヨリテ學ビ、土人ニモ之ヲ用井シメ、聖書ノ反譯ノ如キ、羅馬字ニテ之ヲ記シテ支那人ニ教ヘタリ。サレバ羅馬字ノ使用法ト、八聲ノ符號トヲ習得シタル土人ハ之ニテカキタル土語ヲ、容易ニ讀ミ得ル

ニ至レリ。如此例アルガ故ニ、臺灣土語ヲ記スルニモ右ニ舉ゲタル假名法ヲ用井ルコトトナシ。之ヲ教育上ニ應用セバ、己レノ思想ヲ記スルニ當リ、從來ノ如ク數千ノ異様ノ文字ヲ覺ユル困難ナクシテ、此ノ六十有許ノ簡單ナル文字ヲ、自由ニ利用シテ、彼我ノ意ヲ通ズルニ至ル便利アルベシ。

如此ニシテ記音的ノ假名ハ、一方ニ於テハ本國語ノ談話ヲ發音ノマ、ニ記シ、一方ニ於テハ臺灣ノ土語ヲ、發音ノマ、ニ寫シテ、廣ク思想ヲ通ズル利器トナルニ至ラバ、日本ノ假名ハ言語ノ機關トシテ満足ニ其職務ヲ盡シタルモノトイフヲ得ルニ至ルベシ。

明治三十五年三月十五日印刷
明治三十五年三月十八日發行

臺灣總督府民政部總務局學務課

臺北新起街一丁目二十四番戶

印刷者 官 部 勘 七

臺北城內西門街四十七番戶

印刷所 株式會社 臺灣日日新報社



